

令和4年（ネ）第153号 国家賠償等、損害賠償請求控訴事件

控訴人 国

被控訴人 奥 田 恭 正

意見陳述書

2022年7月8日

名古屋高等裁判所民事第2部De係 御中

被控訴人 奥 田 恭 正

再度、控訴審で争うことになった奥田恭正です。よろしくお願いいたします。

私は、「事件以前の自分を取り戻したい」との気持ちで、一審を戦ってきました。

この控訴審では、DNA等をデータベースから抹消するという一審の判決を維持していただきたいと考えています。

それだけではなく、国家賠償請求と損害賠償請求についても、公正なご判断により賠償を認めていただきたい、と切に願っています。

検察、警察の方達は、刑事裁判で私が無罪判決を受けたのは、自分達がたまたま犯罪を立証できなかつただけだと、今でも考えておられるのではないのでしょうか。世間の人達も、私のことを、「逮捕された人」「未だに裁判をしている人」としか思っていないと思います。

この裁判を起こすにあたり、「刑事裁判で無罪判決をとったのもう良いのではないか」との意見もありましたが、たまたま犯罪を立証できなかつただけでなく、絶対に暴行事件などしてないことを証明したいという思いで、裁判を起こすことにしま

した。弁護士からは、「神様でもない以上、それを判断できる人はいない」と言われました。それなら、せめて、「逮捕される前の私に戻してほしい」、「逮捕や勾留から公訴提起に至るまで、全てが誤りであったことを認めてほしい」というのが、私の切実な願いです。

一審判決について、DNA 型等の抹消を認めていただいただけでも、裁判官に感謝したいという思いがありました。そのため、国から控訴されない限り、こちらから控訴はしないと決めていました。もちろん、国家賠償請求や損害賠償請求などを認められなかったことに対し、不満がなかった訳ではありませんが、これ以上紛争を続けることは望ましくないという思いもありました。

しかし、国が控訴してきたと知り、こちらからも、国家賠償請求や損害賠償請求など、認められなかった部分について控訴することを決めました。

警察や検察は、防犯カメラの映像という客観的な証拠がありながら、これをきちんと分析することを怠ったと思います。

現行犯逮捕の際、警察は、平内氏や警備員である小室氏の言い分を鵜呑みにし、防犯カメラの映像をコマ送りにして確認することもしませんでした。防犯カメラの映像は、私の背後から撮ったものであり、私が平内氏を両手で突き飛ばしている様子が写っていた訳ではありません。ところが、警察は、背後のトラックに向かって倒れ込んでいく平内氏の様子を見て、私が暴行を行ったものと安易に認定したのです。勾留請求のときも、勾留延長請求のときも、映像をきちんと分析したとは思われません。きちんと分析すれば、私が平内氏を突き飛ばしてなどいないことは、明らかだったのでないでしょうか。

取調べのとき、「防犯カメラに、お前が平内氏を突き飛ばしている様子がはっきり

写っている」と何度も言われました。そのたびに、「だったら、その映像を見せてください」と言いましたが、見せてくれることはありませんでした。

映像を見せてくれなかったのは、私が平内氏を突き飛ばしている様子など写っていないことは、警察もよく分かっていたからだと思います。それにもかかわらず、「突き飛ばしている様子がはっきり写っている」と言い、自白を促すことが、正しい捜査と言えるのでしょうか。

もし、私が取り調べに耐えられなくなり、やってないことをやると自白していたら、この映像は世の中に出ることなく、私は犯罪者にされていました。「否認し続ければ勾留が続く」と言われているなかで、勾留から逃れるために、やってもいないことをやると言おうと思ったこともありました。実際、弁護士に、「もう限界だから、示談してほしい」「この勾留から解放して欲しい」と、涙ながらに訴えたこともあります。

勾留満期の直前に、自宅や経営する薬局が捜索差押えを受けたことも、おかしいと思います。本当に捜索差押えの必要があれば、逮捕直後に行っているのではないのでしょうか。家族や従業員にプレッシャーをかけることにより、私に、暗に自白を迫っていたとしか思えません。

そして、私が最も疑問に思っているのは公訴提起されたことです。

公訴提起するまでには、防犯カメラの映像を科捜研などできちんと分析する時間は十分あったのではないのでしょうか。

今の警察のシステムでは、せっかくカメラ映像があっても、真実を明らかにすることができず、意味をなしてないように思います。今後、このような防犯カメラの映像で犯罪を立証することが、ますます増えていくと思います。そのとき、今回のように、警察でも検察でもおざなりにしか映像を分析しないのであれば、無実のひ

とが公訴提起されることが横行するのではないのでしょうか。

今回、警察や検察がきちんと映像分析を行わなかったことは、平内氏が刑事裁判の証人尋問で、防犯カメラの映像との矛盾点を突かれて、供述を変遷させていったことから明らかです。仮に、警察や検察が映像の分析をきちんとしていれば、証人テストの段階で矛盾は明らかになった筈です。

そして、私を公訴提起することはなかったのではないのでしょうか。

刑事裁判で、私は無罪となりました。国民は裁判の結果に従いますが、警察や検察はどうでしょうか。

刑事裁判で無罪の判決が出たのに、警察や検察が、いまだに自分達は何も間違っていないと主張し、私に対して謝罪の一言もないということに、憤りを感じています。

私のような一般市民にとって、逮捕・勾留され、刑事裁判にかけられるということが、どれほどの打撃か分かるのでしょうか。家族や従業員に心配や迷惑をかけ、周囲からは犯罪者と見られ、仕事上の信頼も失う恐れがあるのです。

警察や検察のいい加減な捜査が、一人の人生を変えてしまう危険があることを、きちんと認識していただきたいと思います。

刑事裁判で無罪判決を取れたのは、防犯カメラの映像のみでなく、それに対する橋本正次先生の鑑定によるところが大きいと思います。

しかし、一審判決は、日本建設や平内氏に対する損害賠償請求について、この橋本先生の鑑定を軽視しているように思います。橋本先生は、平内氏の動きは明らかに不自然であり、そのまま踏みとどまることが十分可能であったのに、なぜか背後のトラックに向かって倒れ込んでいったとしています。実際、平内氏の足の動きをコマ送りで見ると、踵が浮いており、そのまま膝を曲げて前傾姿勢で踏ん張ればい

いの、次の瞬間、なぜか後ろに倒れ込んでいることが分かります。

橋本先生は、画像分析の専門家であると同時に、人の体の動きの専門家でもあります。専門家の意見に十分耳を傾けていただきたいと思います。

日本建設や平内氏は、「危険を冒して自らトラックに倒れ込むことはあり得ない」としてはいますが、当時、トラックはほとんど動いていませんでした。おまけに、平内氏は倒れ込む前に、背後にいるトラックの方を向き、その動きを確認しています。

裁判所におかれましては、防犯カメラの画像という客観的な証拠と、専門家である橋本先生の鑑定書に基づいて、事実を判断していただきますようお願い申し上げます。

一審で、DNA型、指紋、顔写真を、データベースから抹消しろとの画期的な判決をいただき、マスコミ各社も大々的に取り上げてくれ、新聞各紙が一面で扱ってくれました。

私の個人情報是我のものであり、検察のものでも、警察のものでもありません。控訴審でもこの判決を維持していただき、DNA型等の取扱いについて立法化されると良いと思っています。

国民の権利や自由を制約することは、国会で議論を尽くし、法律で規制しなければならぬと思います。現状は、警察法という組織法に基づく、国家公安委員会の取扱い規則しかありません。諸外国と比べて、ずいぶん遅れていると思います。

裁判所におかれましては、立法化にはずみがつくように、抹消を認める判決を出していただきますよう、切に願います。

以上のとおり、私の意見を申し述べます。

以 上